

## 国民健康保険の届け出を忘れずに

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、全員国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

就職、退職などで国保から他の医療保険へ、または、他の医療保険から国保へ変わる場合には、保険証を確認し、忘れずに14日以内に手続きをしてください。

### 【国保に加入するとき】

● 必要なもの  
 ● 社会保険資格喪失証明書（会社・事業所により名称や様式は異なります）

は異なります

### 【国保をやめるとき】

● 必要なもの  
 ● 国保と職場の健康保険の両方の保険証（お持ちの方は、高齢受給者証、限度額適用認定証）  
 ● 印鑑

### 修学のため転出する方へ

国保に加入中の方が、修学のために住所を五城目町外に移す場合は、手続きをすることにより、引き続き五城目町から保険証を発行

することができ、新規に交付を希望するとき、または更新（毎年）の手続きには次のものをお持ちください。

● 必要なもの  
 ● 修学する方の国保の保険証  
 ● 在学証明書（更新の方は新年度の在学証明書が必要です）  
 ● 印鑑

なお、卒業や中退などで、学生でなくなったときや、就職などで他の医療機関へ変わったときも届け出をお願いします。

## 五城目町国民健康保険に加入の方に 人間ドック・脳ドック費用の一部を助成します

町では国保保健事業の一環として、疾病の早期発見や予防など、健康管理に努めていただくことを目的に、人間ドックと脳ドックの費用の一部を助成します。

▼ 対象（人間ドック・脳ドック 共通）

● 五城目町国保加入者で、令和元年度までの国民健康保険税を完納している世帯  
 ● 人間ドック（1日および1泊2日の総合健康診断）

▼ 助成額 費用の2分の1  
 （限度額25,000円）

※ 女性33歳、男性42歳の方は全額（1日コースのみ）

● 脳ドック（1日で行う脳の検査）

▼ 助成額 費用の2分の1  
 （限度額15,000円）

▼ 申込方法等

医療機関へ人間ドック等の予約をした後に、受診されるご本

人が、保険証と印鑑をお持ちになり、町健康福祉課へ申し込んでください。

▼ 申込期間  
 4月1日（水）～12月30日（水）

ドック受診後、領収書、保険証、印鑑、通帳をお持ちになり、町健康福祉課で補助金交付申請手続きを行ってください。

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年に当たり、戦没者等のご遺族に第11回特別弔慰金（記名国債）が支給されます。

支給対象者  
 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日に、「恩給法による公務扶助料」や、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に、特別弔慰金が支給されます。

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の 1 父母 2 孫 3 祖父母 4 兄弟姉妹

※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④ 右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※ 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▼ 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼ 請求期間 令和5年3月31日まで  
 ※ 請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

▼ 請求窓口 町住民生活課

お問い合わせ  
 町住民生活課（☎852・5112）

## 令和2年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和2年度から保険料率が変わります。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、7月中旬ごろに通知する予定です。



### 後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額（100円未満切り捨て）＝ 均等割額 ＋ 所得割額（所得×所得割率）

- 均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。
- 所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

### ● 保険料率が変わります

	令和元年度まで	令和2年度から
均等割額	39,710円	43,100円
所得割率	8.07%	8.38%

### ● 均等割額の軽減措置（軽減割合も変更されます）

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	令和元年度まで		令和2年度から	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
基礎控除額（33万円）	8.5割	5,956円	7.75割	9,697円
被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各所得がない場合	9割	3,971円	7割	12,930円
基礎控除額（33万円） ＋28万5,000円（※）×被保険者の数	5割	19,855円	5割	21,550円
基礎控除額（33万円） ＋52万円（※）×被保険者の数	2割	31,768円	2割	34,480円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった者（制度加入後2年間のみ適用）	5割	19,855円	5割	21,550円

※ 軽減基準額が令和2年度から見直され、5割軽減の加算額は28万円から**28万5,000円**に、2割軽減の加算額は51万円から**52万円**になります。

### ● 保険料の賦課限度額が変わります

賦課限度額	令和元年度まで	令和2年度から
	62万円	64万円

### 保険料率の算定

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆さまに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費の増加や健診費用の

助成を行う高齢者保健事業の拡大などの要因により、皆さまに納めていただく保険料を引き上げることになりました。算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介していますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

お問い合わせ 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課（☎853・7155）、総務課（☎838・0610）  
 ホームページ：<http://www.akita-kouiki.jp/> → 左枠「保険料について」内